

専門実践教育訓練給付金のご案内

1. 専門実践教育訓練給付金とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了した場合に、**本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度**です。

■ 給付の内容

- 教育訓練経費の**50%（上限年間40万円）**を6か月ごとに支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方または当該資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方には、教育訓練経費の**20%（上限年間16万円）**を追加支給
- 訓練前後で賃金が5%以上上昇した方（※）には、教育訓練経費の**10%（上限年間8万円）**を追加支給 ※2024年10月1日以降に受講開始した方について適用。

■ 支給の対象となる方（以下全ての要件を満たす方）

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）または被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付金の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）ある方
- 前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに新たに3年以上被保険者期間がある方

さらに、令和8年度末までの暫定措置として専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、教育訓練支援給付金制度の対象となり、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の**60%（※）**を訓練受講中に2か月ごとに支給します。※令和7年3月31日以前に受講を開始した場合は80%

2. 給付の対象となる講座（専門実践教育訓練）の指定基準

給付対象講座となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は **年2回（4月1日・10月1日）** 行っており、指定の有効期間は**3年間**です。

次の①～⑥の**類型**のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される「**教育訓練の期間**」および「**講座実績**」等の要件を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

類 型	教 育 訓 練 の 期 間	講 座 実 績 (過去3か年度のいずれかの年度)
①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 例) 看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士 等	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短期間（最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象）	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率※180%以上
②専門学校・職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム(CP) ※3 例) 商業実務、衛生関係、工業関係 等	○職業実践専門課程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率※180%以上
③専門職大学院の専門職学位課程又は外国の大学院の学位を取得するための課程		
専門職大学院の専門職学位課程 例) 教職大学院、法科大学院、MBA 等	○2年以内（資格取得につながるものは、3年以内であり、かつ取得に必要な最低期間）	就職・在職率※180%以上※2 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新年度の入学定員に占める入学者の割合60%以上
外国の大学院の経営管理に関する学位課程		就職・在職率※180%以上 経営管理に関する国際認証の取得 等
④大学等の職業実践力育成プログラム(BP) ※3 例) 自動車工学、会計マネジメント 等	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率※180%以上 大学院における正規課程の場合は、上記に加え、最新年度の入学定員に占める入学者の割合60%以上

類 型	教 育 訓 練 の 期 間	講 座 実 績 (過去3か年度のいずれかの年度)
⑤第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
第四次産業革命スキル習得講座 (Reスキル講座) ^{※4} 例) データサイエンティスト、サイバーセキュリティ 等	○30時間以上かつ2年以内	就職・在職率 ^{※1} 80%以上
ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする課程 例) 情報通信技術関係資格(シスコ技術者認定 CCNP) 等		入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率 ^{※1} 80%以上
⑥専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率 ^{※1} 80%以上 直近の認証評価(機関別評価及び分野別評価)で適合相当 最新年度の入学定員に占める定員充足率60%以上

- ※1 就職・在職率＝（受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者＋受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者）／入講者
- ※2 法科大学院は全受験者の平均合格率以上
- ※3 ④類型の職業実践力育成プログラム（BP）および②類型のキャリア形成促進プログラム（CP）については文部科学省による認定を受ける必要があります（文部科学省への認定申請と下記3の教育訓練給付の指定申請は同時申請可能）。
- ※4 ⑤類型の第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）については、経済産業省の認定を受ける必要があります（経済産業省への認定申請と下記3の教育訓練給付の指定申請は統一様式による同時申請が可能。詳細は経済産業省ウェブサイトをご確認ください。）。
 ■第四次産業革命スキル習得講座（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>）
 この他にも指定の要件はありますので、詳細は、下記記載の厚生労働省ウェブサイトに掲載している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けています（例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1か月間、詳細は厚生労働省ウェブサイトで告知）。
 厚生労働省ウェブサイトに掲載している「**教育訓練施設向けパンフレット**」を参照の上、「**教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集**」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

- 専門実践教育訓練の講座申請手続きについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouno_uryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html
- 厚生労働省ウェブサイト
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
 トップページの上の検索窓口で、「専門実践教育訓練の講座申請手続きについて」と検索ください。



■ 2025年度～2026年度 講座の指定に関する問い合わせ先

講座指定の申請手続きについて（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
 電話 03-5843-3794

※受付時間：9:15～17:15 混み合う12:00～13:00をさけてお問い合わせください。

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
 電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

■ 専門実践教育訓練給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
 連絡先一覧:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

